

技 第 1 8 2 号
建 不 第 3 4 1 号
令 和 2 年 6 月 1 1 日

部 内 各 課 の 長
部 内 各 出 先 機 関 の 長 様

技 術 管 理 課 長
建 設 ・ 不 動 産 業 課 長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大
防止対策の徹底に係る解釈について（通知）

工事及び業務における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底については、令和2年4月22日付け技第77号及び建不第115号「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（通知）」（以下「4月22日通知」という。）により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年6月10日付け事務連絡で国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室課長補佐から別紙1のとおり送付されました。

つきましては、この通知の趣旨を踏まえ、4月22日通知の解釈について、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応するようお願いいたします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

記

4月22日通知1の実施に当たっては、元請企業のみならず、下請企業等（警備業者等の建設業者以外の企業を含む。以下同じ。）においても、感染拡大防止対策が徹底されるよう、取り組むこと。

また、4月22日通知2の実施に当たっては、元請企業が行う感染拡大防止対策に係る費用のみならず、下請企業等が行う同費用についても、受発注者間で協議を行い、必要と認められる場合には、設計変更の対象となることを念頭に対応すること。

県土整備部
技術管理課企画調整班 043-223-3442
建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116